

特別養護老人ホーム片岡杉の子園優先入所基準

1 目的

この基準は静岡県指定介護老人福祉施設優先入所指針に基づき、特別養護老人ホーム片岡杉の子園（以下「本施設」という）の施設サービスを受ける必要性が高いと認められる者を優先的に入所させるための基準を明確にし、施設入所円滑な実施を図ることを目的とする。

2 優先入所方針

優先入所は別表の入所申込者評価基準により算定された合計点数の高い順に決定する。

3 優先入所検討委員会

(1) 優先入所検討委員会の設置

施設に優先入所順位の決定をするため、特別養護老人ホーム片岡杉の子園優先入所検討委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(2) 委員会の構成

委員会の委員は、施設長・生活相談員・介護職員・看護職員・介護支援専門員及び栄養士の本施設職員並びに施設長が選任する本施設職員以外の第三者の委員で構成する。

(3) 委員会の招集

ア 委員会は施設長が招集し委員会の議長は施設長が務める。

イ 施設長に事故ある時は施設長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

4 優先入所決定の手続き

(1) 優先入所申し込みの受付

ア 本施設の入所申込は入所申込書（様式 1）により行う。なお、入所申込の有効期限は6か月間とする。

イ 本施設は入所申込書に基づき入所申込者名簿（様式 2）を作成する。

ウ 要介護 1 又は 2 の状態の入所申込者についての取り扱いは静岡県指定介護老人福祉施設等の特例入所に関する取扱要領によるものとする。

(2) 入所申込者の調査

施設は優先入所調査票（様式 3）により入所申込者の状況を調査する。

(3) 優先入所順位の決定

委員会は優先入所調査票及び入所申込者名簿等の調査結果に基づき優先入所の順位を審議決定し、これに基づく優先入所順位名簿（様式 2）を作成する。

(4) 入所の決定

- ア 本施設は委員会において優先入所順位の決定を受けた入所申込者について、入所申込者の心身の状況等を把握の上、入所を決定する。
- イ 本施設は市町から老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号の措置による入所の委託があった場合には、他の入所申込者に優先して入所を決定する。

5 優先入所事務の留意事項

(1) 記録の作成および保存

委員会は優先入所に係る協議の内容を記録し、これを 2 年間保存するとともに県又は市町から求めがあったときは、これを提出するものとする。

(2) 守秘義務

委員会の委員は委員会に置いて知り得た入所申込者又はその家族に関する個人情報を漏らしてはならない。委員は退任した後も同様とする。

(3) 説明責任

本施設は、入所申し込みを受けた時には入所申込者に対し、この基準の内容を説明するものとする。

(4) 情報の提供

本施設は入所申込者等から入所順位等の結果について情報を求められた時は、これを提供する者とする。

(5) 疑義等に対する対応

本施設は、入所申込者等から入所順位等の結果について疑義等を申し立てられた時は再度調査の上、委員会に諮るものとする。

附則

この基準は平成 15 年 3 月 17 日から実施する。

この基準は平成 15 年 12 月 22 日から実施する。

この基準は平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

特別養護老人ホーム住吉・片岡杉の子園優先入所基準

平成 29 年 4 月 1 日改正

入所申込者評価基準特別な状況（最高 20 点）について

特に施設入所を考慮すべき状況が認められる場合は、その状況に応じて点数を加算することができる。（合計で 20 点を限度として、下記の複数にわたり加算できる）

- 1、認知症による周辺症状（徘徊・暴言・暴行・放尿・方便・異食 他）がある。
 - ・寝たきりの方より、介護者の負担が大きい。

- 2、主たる介護者の年齢が 65 歳以上である。
 - ・75 歳以上は申込書の判断基準に含まれているが、法的には 65 歳以上が高齢者であり、介護者の負担も大きいと考えられるため。

- 3、主たる介護者の続柄が兄妹・甥・姪・孫・4 親等以上の親類、又は親類以外である。
 - ・本来であれば要介護者の主たる介護者とならないため。

- 4、介護者と 2 人暮らしである。
 - ・介護者の負担が大きいため。
 - ※適用するのは、家族の状況が「上記以外の状態で介護が困難」の場合のみとする。

- 5、明らかに在宅復帰ができる状態でない者。
 - （例）自宅がない 等 （本人を取り巻く環境について判断する。）
 - ※「本人の心身の状態が在宅復帰できる状態ではない」ことは判断基準に含まない。

- 6、同一世帯に要介護状態、病気療養中又は障害を有する者が 3 名以上いる。
 - ・本人及び家族の状況の中に【複数いるため】との記載があるが、家族の人数に関わらず 3 名以上である場合、明らかに 2 名より介護が困難であると考えられるため。

- 7、杉の子園のサービス利用者である。
 - ・要介護者、家族とも慣れている場所がよいという希望が多くあるため。

- 8、杉の子園入所者の配偶者又は家族である。
 - ・特に配偶者である場合、同じ場所を希望されることが多くあるため。

- 9、介護者の子供の有無（年齢 15 歳以下）
 - ・子育てと介護の両立の観点から、年齢については義務教育の間とする。
 - ※20 点を超えた場合、その方は 20 点となる。